文学研究科長 木 津 祐 子

# 卓越した課程博士論文の出版助成制度(令和4年度)について

京都大学人と社会の未来研究院若手出版助成事業の支援をもとに、京都大学文学研究科における卓越した課程博士論文の出版助成事業を行います。これは、過去5年間に審査を終えた課程博士学位論文を対象に公募・審査のうえ、最も優れたもの数点を選んで出版助成を行うものです。

文学研究科博士後期課程を修了された若い研究者の皆さんには奮って応募してくださることを願います。

記

#### 1. 公募対象

- ・人文社会科学、又は文理融合領域の優れた研究成果であること。
- ・文学研究科に提出され、平成29年4月~令和4年3月に論文審査を終えた課程博士論文。 ただし、調査委員(主査ないし副査)による推薦のあるもの、かつ、令和5年3月31日までに 出版が可能なものに限ります。

なお、令和4年度末で40歳以下の研究者による著作であることが望ましい。

### 2. 出版助成金

1件につき100万円

#### 3. 申請時に提出するもの

- 完成原稿 (PDF ファイル)
  - ※申請時提出する原稿は、審査を受けた課程博士論文の原稿ではなく、それを単行本として出版できるように整えた原稿です。
  - ※出版物題目と執筆者氏名を明記願います。
- 2) 目次 (PDF ファイル)

- 3) 要旨 (PDF ファイル、日本語 2, 000字程度)
- 4) 著者の履歴書 (PDF ファイル)
- (PDF ファイル)
- 6) 論文調査委員による推薦書 (PDF ファイル)

※対象論文の審査年月日および学位授与年月日を第二教務掛でご確認いただき、メール本文にてお 知らせ願います。

#### 4. 申請の締切

令和4年4月26日(火) 14時 厳守

#### 5. 提出先

(1)~(6)の提出先:文学研究科総務掛 010somu@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

#### 6. 合否通知

提出された原稿は、文学研究科内に審査委員会を設けて審査し、結果を令和4年6月末までに 推薦教員へ通知する予定です。

#### 7. 出版社

各自が出版社を選ぶことは可能ですが、出版契約は出版社と京都大学と著者の三者間で結ぶことになります。

#### 8. 出版期限

令和5年3月末日

※期限までに出版できない場合は、助成を取消し、経費の返還を求めます。

# 9. その他

- ・採択対象となった書籍は、必ず「英文要約」を書籍の一部として製本してください。英文要約は 1,000 ワード程度とし、作成については、次の2つのいずれかを選択してください。
- 1) 著者自身で英文の要約を用意し、そのネイティブチェック費用を文学研究科が負担する。

2)日本語 2,000 字程度の和文要約を用意し、ネイティブによる英訳費用を文学研究科が負担する。 いずれの方法であっても、要約の内容は、国内の関係学界のみを念頭に置いた過度に細部に わたるものではなく、海外の研究者・大学図書館関係者等の読者に向けて業績の価値が分かり やすく伝わるように配慮してください。作成された英文要約の内容については、ホームページ、 KURENAI 等を利用して京都大学文学研究科および京都大学の関係機関が広く外部へ発信す る公衆送信権を持つものとします。

# [Q&A]

- Q1. 提出書類の2) 目次、3) 要旨の内容は、1) 博論の完成原稿の内容と全く同一である必要があるか、または、そこから発展させた内容を書いても問題ないか。
- A1.「卓越した課程博士論文の出版助成制度」は課程博士論文の公刊を助成するためのものだが、博士論文そのものではなく、単行本の学術書として刊行できる原稿をもって申請することになる。従って、博士論文とは異なる部分が出てくることはあるかもしれないが、博士論文と内容が著しく異なるものは、審査の過程で助成の対象とは見なされない可能性がある。
- Q2.博士論文審査の「主査」を務めた教員がサバティカルで海外出張している場合、当該教員が推薦 状を執筆することに関して、資格上・制度上の問題はあるか。

A2.当該教員が承諾すれば問題ない。

Q3.博士論文審査の「主査」を務めた教員が、退職している場合、「副査」の教員に推薦を依頼しても 良いか。

A3.問題ない。

- **Q4.**応募原稿については、すぐに印刷に出せるものが求められているが、もし年度内に刊行することができなかった場合、どうなるのか。
- A4.本助成は年度内に刊行することを条件としており、理由は何であれ年度内に刊行ができなかった場合、助成はしない。また、会計処理の都合上、年度末より数週間早く締切を設ける場合がある。刊行の遅れや出版の取りやめ、助成不可によって生じた問題については、申請者の責任で対応することになるので、注意すること。